

令和2年5月19日

学 生 各 位

学 長

令和2年度前学期の授業の実施方針について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る緊急事態宣言が静岡県をはじめ全国の大半の地域で解除されたことを踏まえ、本学の本年度前学期の授業の実施方針を以下のとおりとしますので、お知らせします。

記

<対面授業の開始時期等について>

1. 6月5日（金）までの授業（第6回まで）については、全ての科目について引き続き在宅授業のみ実施します。
2. 6月8日（月）の第7回以降の授業から、3密対策等の感染防止対策が講じられていることを要件として、実施可能な科目・授業については、対面授業を一部開始しますが、科目・授業によっては、前学期中、対面授業は行わず、在宅授業を継続します。（現時点の検討状況では、多くの科目は在宅授業を継続する予定ですが、例えば、語学や体育実技、実習等を中心に、対面授業を導入することを検討しています。）
3. 今後、大学教育センター及び各学部等で検討を行い、5月29日（金）には、学務情報システム等を通じて、以下のことをお知らせします。（その後、科目等の追加・変更があった場合には、その都度お知らせします。）
 - ①対面授業（在宅授業を併用する場合を含む。）を導入する科目・授業（教室の割り振りや授業の実施形態・回数を含む。）
 - ②在宅授業のみを継続する科目・授業

(参考)

「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について」

(令和2年5月15日新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定)

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20200515_attention.pdf

【本件連絡先】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp